



## 造園業者の産業廃棄物の収集運搬業の許可取得の義務の有無

### 質 問

- ①相談者： 造園業者
- ②相談案件： 産業廃棄物の収集運搬業の許可取得の義務の有無
- ③相談内容： 造園業で植木の剪定と刈り込みを中心に業をやっている。同業には産廃の収集運搬業の許可を持っている業者も存在する。許可取得の必要があるか？

### 回 答

造園業の規模によっては産廃の収集運搬業の許可が必要である。

まず、住宅、街路樹、公園、公共施設などの植栽の刈り込み・剪定が中心ならば、この刈り込み・剪定に伴って発生した植木くずは、造園業者自身の廃棄物となり、この自己物の運搬の場合は、収集運搬業の許可は要求されない。なお、この植木くずは一般廃棄物となる。

ただし、建設工事の下請けなどによる生木の伐採、抜根の掘り起こし等により発生する木くずは産業廃棄物となるので、産業廃棄物の収集運搬業許可を取得する義務がある。

